

第7回企画展

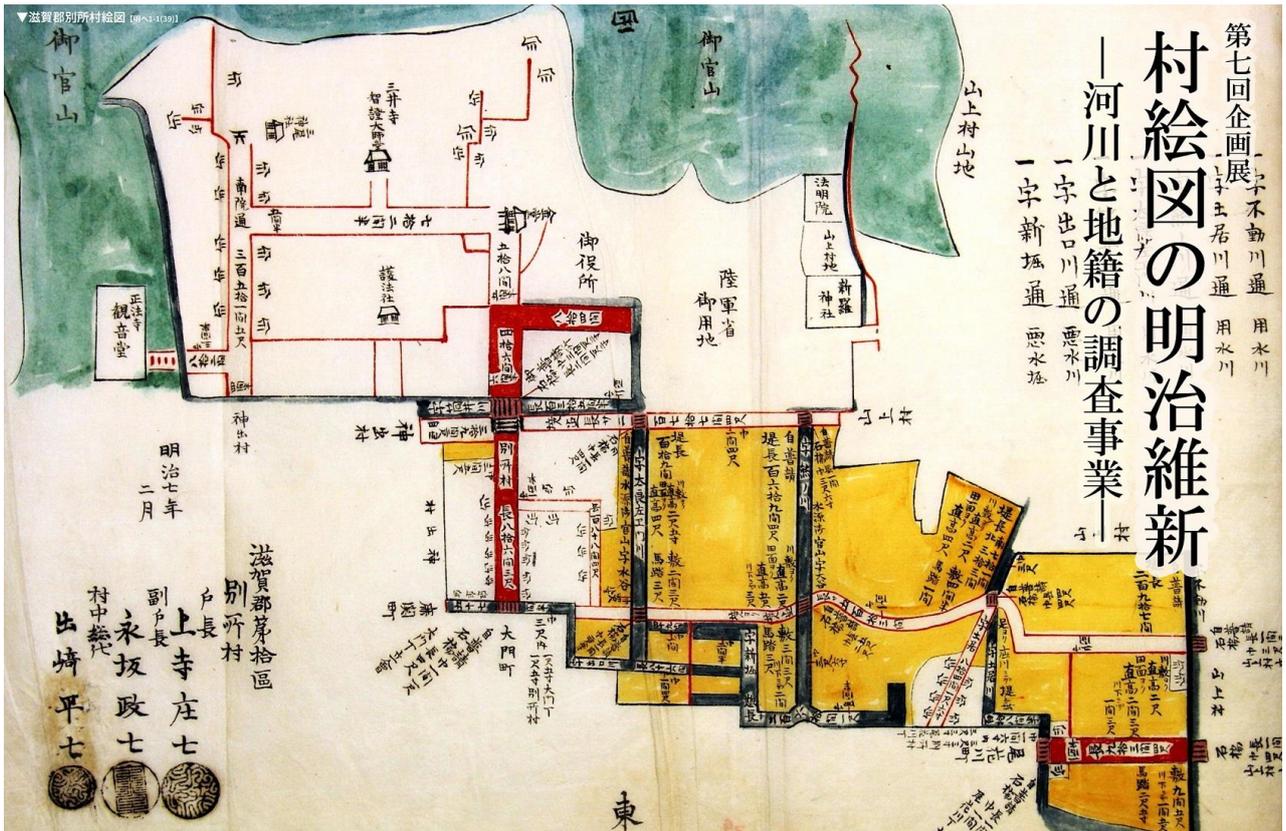
村絵図の明治維新

—河川と地籍の調査事業—

令和3年11月1日発行

編集・発行

滋賀県立公文書館



滋賀県立公文書館

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 県庁新館3階
Tel.077-528-3126 9時~17時 土日祝日休館 入館無料

令和3年11月1日~令和4年1月27日

当館では、「〇〇郡各村絵図」と記された明治初期の村絵図（普請所調査絵図）を所蔵しています。江戸時代とさほど変わらない古い村の姿が記されているため、これまで多くの皆様にご利用いただきました。

今回の展示では、本絵図作製の背景やその特徴について、同時期に作製された村絵図とともに、詳しくご紹介したいと思います。現在の面影が残る絵図、今とは大きく異なる絵図など、明治維新直後の村の姿を楽しんでもらえれば幸いです。

【展示概要】

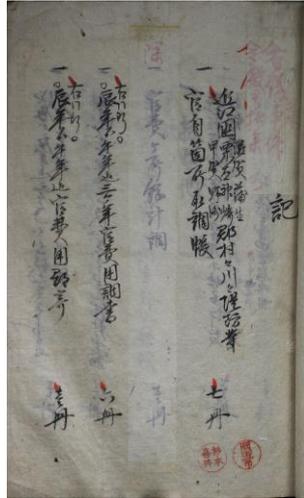
期間 令和3年11月1日（月）～同4年1月27日（木）

会場 滋賀県立公文書館（県庁新館3階）

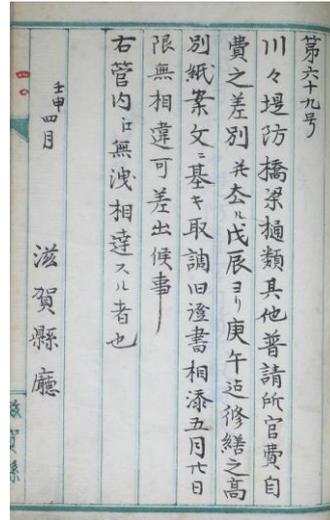
日時 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

9時～17時

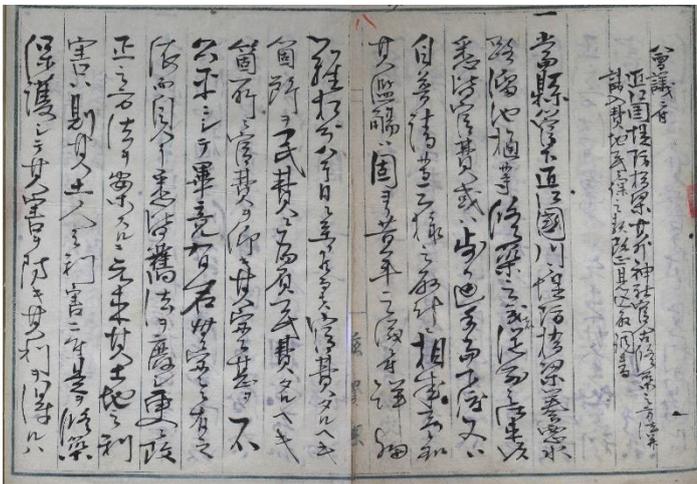
内容 滋賀県特定歴史公文書等 19点



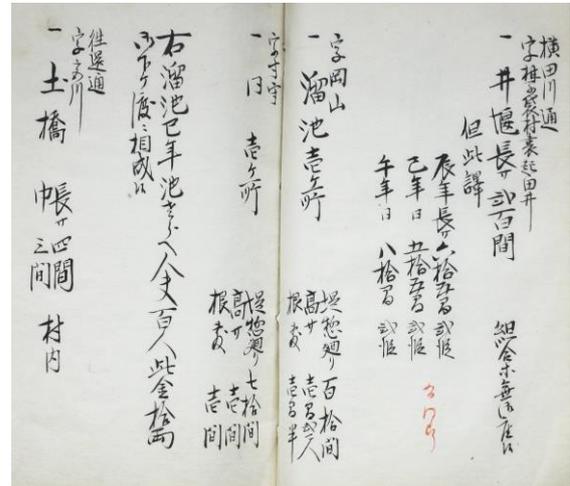
1-3 「元滋賀県管下六郡堤防等官自箇所進達書」
明治6年3月【明う49 (11)】



1-1 「川々堤防等普請所官自取調の布令書」
明治5年4月【明い30-2 (40)】



1-4 「橋梁等修築の方法等改正見込取調書」
明治6年3月31日【明う173 (8)】



1-2 「甲賀郡石部村川々堤防等官自箇所取調書」
明治5年5月【明ぬ1 (1)】

官自箇所調査の開始

江戸時代における河川堤防等の改修は、幕府や諸藩が負担する「御普請」と、百姓らが負担する「自普請」がありました。明治五年（一八七二）四月、大蔵省は従来まちまちであったこれらの区分（官費、「自費」）と、明治元年から三年間の官費総額を報告するよう府県に命じました。資料1-1は、その指示を受けて、県が各村に宛てた布令書（法令）です。五月二十日まで、これまでの慣習の証拠書類を添え、雛形に合わせて提出するよう求めています。

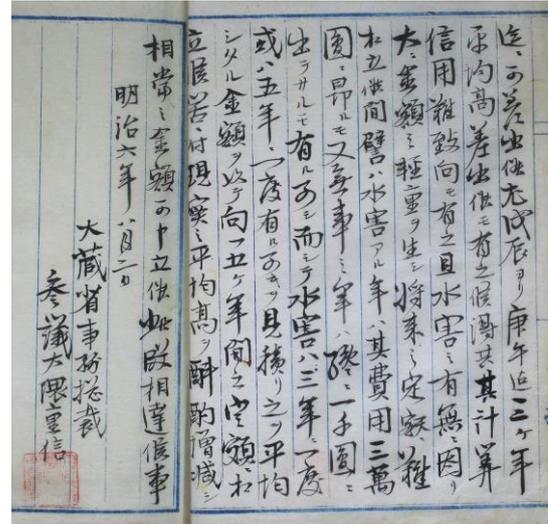
資料1-2は、その布令書を受けて、甲賀郡石部村（現・湖南市）で作成された調査書です。この村の場合、堤七か所は自普請でしたが、それ以外の堤防、井堰（川の-2-水をせき止める所）、ため池など、一〇〇を超える設備は全て官費と報告しています。明治二年にはため池が浸濫され、人夫のべ一〇〇〇人の代金一〇両が支給されたようです。

大蔵省が提出を求めた官自箇所調査のうち、滋賀県と犬上県が合併することとなった明治五年九月以前から滋賀県が管轄していた地域（滋賀、甲賀など六郡）の分は、明治六年三月に提出されました。それに対し、犬上県の旧管轄地（犬上・愛知など六郡）は、書類の引継ぎが遅れた上、肝心の官自の区別が調査できていなかったため、期限に間に合いませんでした。官自が判別しにくい村々もあり、結局全ての調査が提出されたのは、同年六月のことでした。



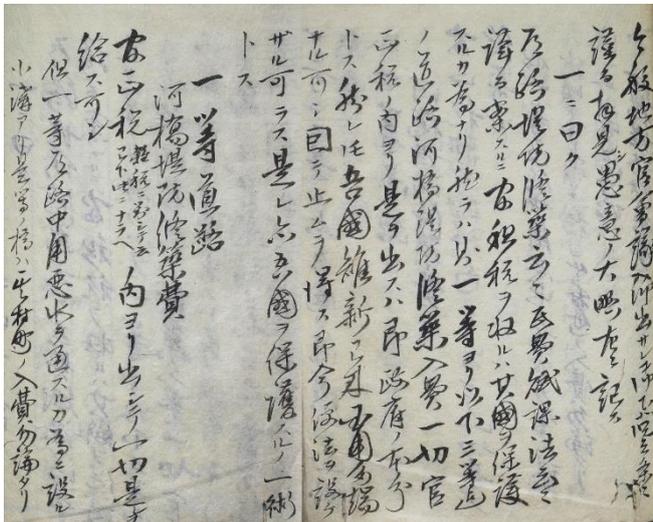
2-3 「道路堤防橋梁修築経費等進達書」

明治8年1月【明な275-1 (24)】



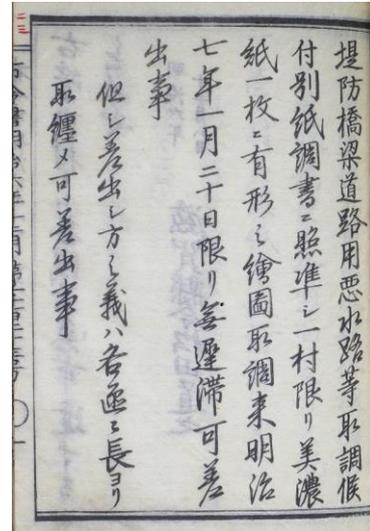
2-1 「水理堤防平均修繕費調査の布達」

明治6年8月2日【明あ85 (12)】



2-4 「地方官会議御下問条々の意見書」

明治8年5月【明な275-1 (33-1)】



2-2 「絵図面仕立方大概」

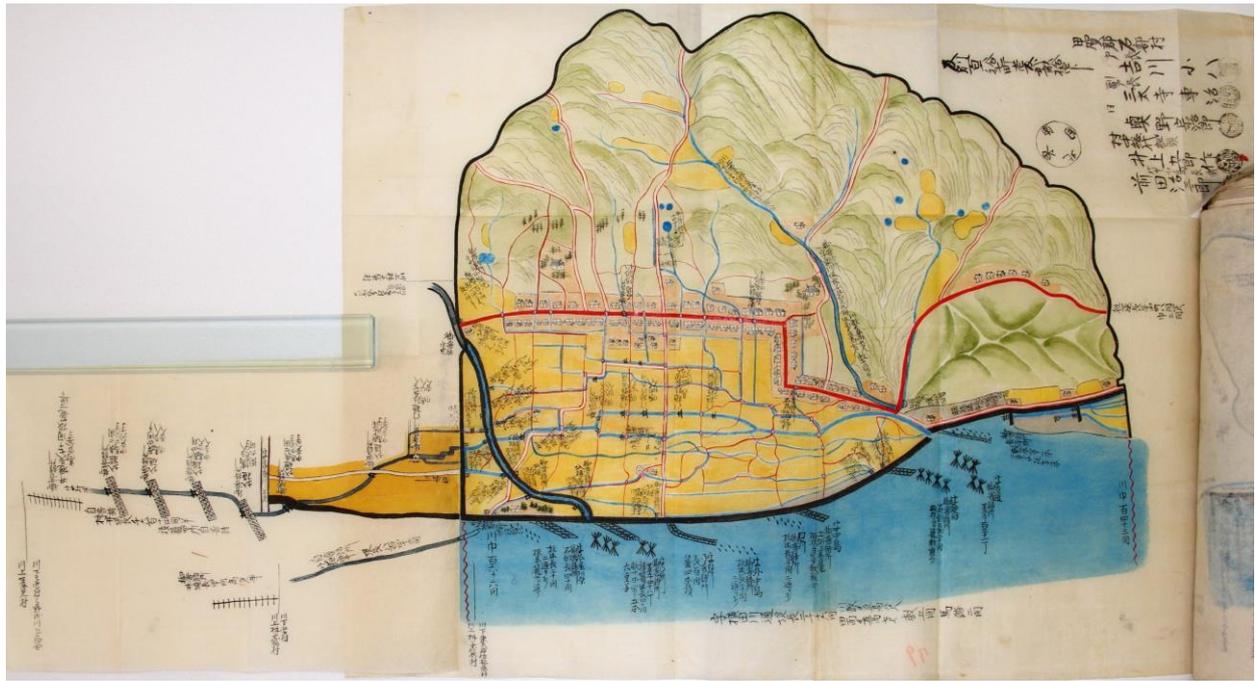
明治6年12月8日【明い45-1 (23)】

河港道路修築規則の制定

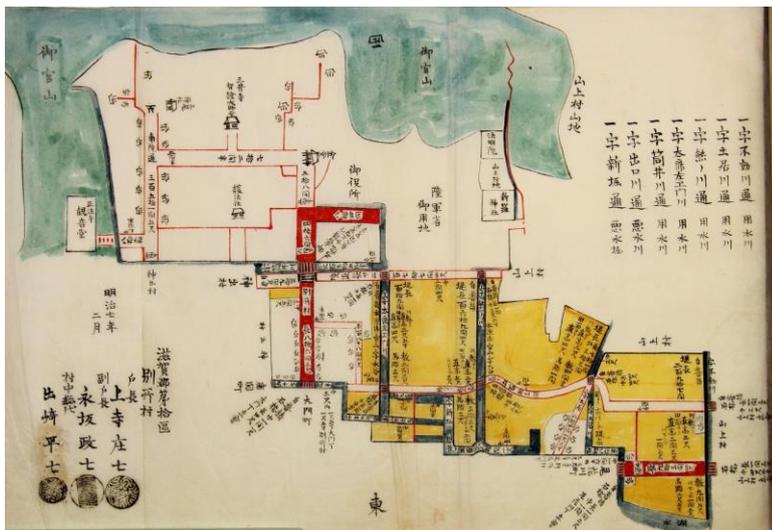
明治六年（一八七三）八月、大蔵省は河港道路修築規則を制定します。全国の河川や港、道路等を三等に分類し、等級に応じた工事の負担方法を定めました。一等は利害が数県に関わるもの、二等は一県域にとどまるもの、三等は市・郡域にとどまるものとされ、三等には原則官費の支給が認められなくなりました。ただし今後五年間は、これまでの年平均額の予算が認められ、大蔵省は資料2-1で官民の平均改修費を調査するよう府県に求めました。

河港道路修築規則は、工事の利益を享受する者がその費用を負担すべきという、「近代的」租税観念に基づく法令でした。そのため、工事費用の負担者を確定するには、これまでの慣習だけでは不十分で、実際の利害関係を調査する必要がありました。そこで十二月七日、土木専務（後の土木課）は、堤防や橋梁等の絵図面（普請所調査絵図）を提出させてよいか県令に伺い出します。松田県令は即日決裁し、翌日絵図面の記載事項を定めた資料2-2が各村に布達されました。

資料2-3は、先の大蔵省布達に対する県の回答書です。明治七年五月から土木専務では、道路・橋梁等の実地調査を進めていましたが、この時点では未完了だったようで、等級は「川々筋絵図面」を用いた概略区分にとどめたと注記されています。この絵図面こそ、県が作製を命じた普請所調査絵図と考えられ、実地調査を補う役割を果たしたことがうかがえます。



3-1「甲賀郡石部村絵図」
明治7年【明へ3 (79)】

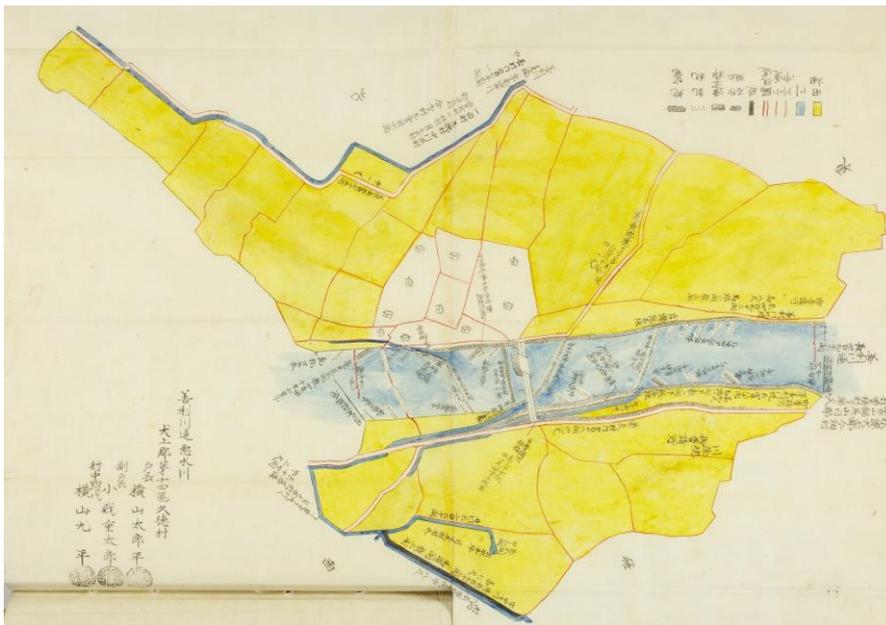


3-2「滋賀郡別所村絵図」明治7年2月
【明へ1-1 (39)】

普請所調査絵図の作製

資料3-1～3-4は、いずれも県の指示で各村が作成した普請所調査絵図です。資料3-1は資料1-2の調査と同じ村のもので、これまでの慣習どおり、左下の堤は「自普請」、左端の井堰や上部のため池などは「御普請」（官普請）と記されています。しかしこれらは全て、「自普請」に分類されました。（請求番号の明へ1～9、68、69には同様の絵図が綴じられており、全て当館ホームページ（デジタルアーカイブ）で、ご自宅のパソコン等から閲覧できます。）

資料3-2中央に描かれている「御役所」とは、明治二年（一八六九）から二十一年まで使われていた県庁舎を意味します。当時は、園城寺（三井寺）境内の円満院を借用していました。また、現在は天津市歴史博物館がある、その右隣の「陸軍省御用地」には兵営が建設され、明治八年三月に歩兵第九聯隊が配備されました。このように、普請所調査絵図は、明治初期の様々な建造物等の位置も記されており、多様な目的で多くの方々に利用されています。



3-3「犬上郡久徳村絵図」
明治7年【明へ9（72）】



3-4「東浅井郡落合村絵図」
明治7年【明へ68（15）】

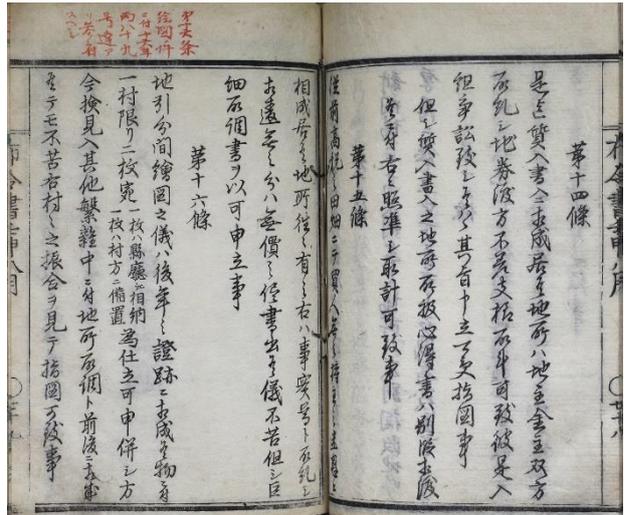
普請所調査絵図の作製 II

資料 3-3 中央に描かれている「善利川」（芹川）は、現在は「二級」河川とされていますが、県内のみを流れるため、河港道路修築規則では「二等」河川に位置づけられました（県内の一等河川は瀬田川のみ）。久徳村ほか六か村は、本絵図よりさらに上流の「赤田井」という井堰の管理を担い、同じ水を利用する下流の高宮村ほか四か村と、時には死者も出るほどの激しい水争いをたびたび起こしています。普請所調査絵図は、水争い調停時の利用も期待されていました。

資料 3-4 右下には、姉川・高時川・田川という三河川の合流地点が描かれています。近隣の月ヶ瀬・田・酢・唐国の四か村は、古くから大雨のたびに大きな氾濫に見舞われてきました。幕末には田川を分水し、高時川の下を伏越樋で通す工事がなされますが、木製のため不朽が難しく、その後も水害は起こり続けました。そのため、明治十七年六月、新川（田川の分水）の伏越樋をレンガ製のカルバートに替え、川幅を拡張して田川の本流にする大工事がなされました。



4-3「伊香郡木之本村ほか合村絵図」明治7年
【明へ18(4)】



4-1「地券取調掛取扱心得方凡例書」明治5年8月
【明い31-1(36)】

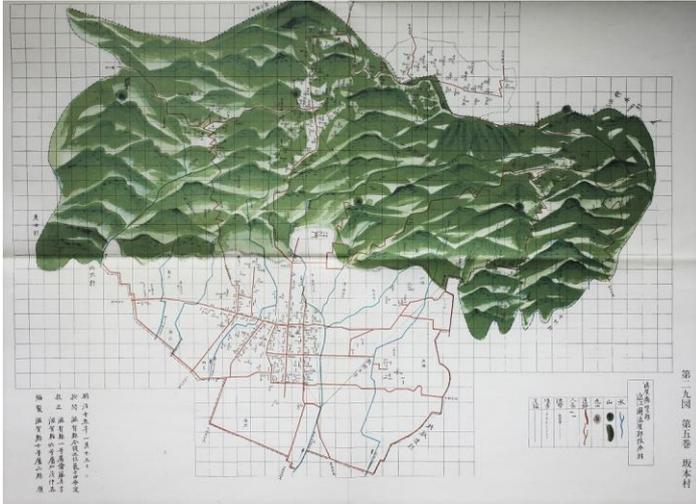


4-2「犬上郡第九区地券取調惣絵図」明治6年10月
【明へ63-1(2)】

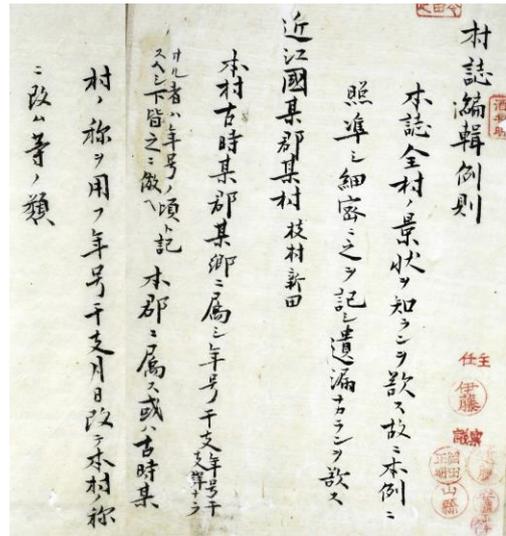
地券発行と村絵図

普請所調査絵図と同時期に作成された絵図として、地券取調総絵図(壬申地券地引絵図)があります。地券とは、明治政府が発行した土地所有権を証明するための証券のことで、その際絵図が作製されました。明治五年(一八七二)八月、滋賀県は戸長・総戸長(後の区長)の中から各郡一名ずつ地券取調用掛を任命し、資料4-1を布達しました。その第一六条において、地引絵図は後年の証拠となるので、一村につき二枚(県庁提出分と村方保管分)作製するように命じています。資料4-2は、その布達に基づき作製された絵図で、一筆ごとに土地の境界・面積等が記されています。明治二十二年に土地台帳規則が施行され、地券制度が廃止された後も、県庁と戸長役場(町村)に備え置くことが定められた「野取絵図」としての役割を果たしました。県庁に提出された絵図は、現在その多くが県立図書館で保管されており、本絵図は数少ない当館所蔵分の一枚です。

江戸時代の村は現在と異なり、ある百姓が別の村に土地を所有する場合、その部分は土地所有者が属する村の村域とみなされていました。そのため村の境界は大変入り組んでおり、明治五年四月、太政官は村のなかの「分界」(飛び地)を廃止し、合併して一つの村とするよう命じました。資料4-3は、明治七年五月に合併した木之本、南木之本、北木之本各村の絵図です。合併時の資料として作製されたものと見られます。



5-3 「滋賀県坂本村誌付図（復刻版）」
明治15年1月15日（当館蔵）



5-1 「村誌編集例則」明治9年1月24日
【明か2-1 (2)】



5-2 「滋賀郡粟津村誌付図」明治14年4月5日【資341】

村誌の編集

滋賀・野洲・甲賀の三郡については、明治八年（一八七五）六月に太政官が編集を命じた村誌の付図として、村絵図が作製されています。資料5-1は、太政官が示した「皇国地誌編集例則」を抜粋したもので、村ごとに調査事項を報告するよう指示しています。記載項目は、村の区域や沿革、戸数、地形、社寺など多岐にわたり、製図の注釈も、川は藍色、道路は朱色、山や原野は萌黄（緑）など、細かく指定されています。

編集事業は、滋賀郡から着手され、明治九年七月には確認のため、草稿の一部が太政官に提出されました。県に設置された編集部（掛）による校閲を経て、明治十三年より順次製本されています。資料5-2は、明治十五年十月に別保・膳所・中ノ庄の三村が合併してできた粟津村誌の付図です。近江八景の一つ「粟津の晴嵐」で知られる松並木が植えられた湖岸や、明治三年四月に廃城となった膳所城跡が描かれています。

明治初期作製の村誌は、付図も含め昭和五十四年四月に滋賀郡のみ復刊されています（資料5-3）。出版社の弘文堂は、当時『近江蒲生郡志』や『高島郡誌』など、大正・昭和初期に編さんされた郡誌の復刊を進めており、『近江国滋賀郡誌』の一部として出版されました。補註者の宇野健一は、本県では「犬上と滋賀のみが郡誌が無いため非常に不便を免れざるを得なかった」ため、本書の刊行は意義深いと述べています。市販の刊行物のため、図書館等で手軽に利用できます。

【展示関連年表】

西暦	元号	月	日	出来事	資料
1870	明治 3	4	25	膳所城が廃城となる	5-2
1872	明治 5	4	3	大蔵省より普請所官自取調の布達が出される	1-1
		4	10	太政官より村の分界廃止の布告が出される	4-3
		8	-	滋賀県が地券取調総絵図の作製を布達する	4-1
		9	29	犬上県が廃止されて滋賀県と合併する	1-3
		10	-	別保・膳所・中ノ庄の3村が合併して栗津村ができる	5-2
1873	明治 6	3	31	県令松田道之が橋梁等に関する建議書を大蔵省に提出する	1-4
		3	-	旧滋賀県管轄地の官自箇所調書が大蔵省に提出される	1-3
		4	12	地方官会同が開催される	1-4
		6	-	旧犬上県管轄地の官自箇所調書が大蔵省に提出される	1-3
		8	2	大蔵省が河港道路修築規則を定める	2-1
				大蔵省が水理堤防の平均修繕費調査を開始する	2-1
		8	-	県が地券取調掛取扱心得方凡例書を布達する	4-1
		10	-	犬上郡第9区地券取調惣絵図が作製される	4-2
12	8	滋賀県が普請所調査絵図の作製を布達する	2-2		
1874	明治 7	5	2	木之本・南木之本・北木之本の3村が合併して木之本村ができる	4-3
		-	-	普請所調査絵図が各村で作製される	3-1~4
1875	明治 8	1	-	滋賀県が道路堤防橋梁修築経費等を大蔵省に提出する	2-3
		5	13	県庶務課に編集掛が設置される	5-2
		5	-	権令籠手田安定が地方官会議の下問に対する意見書を作成する	2-4
		6	5	太政官が皇国地誌編集例則を定める	5-1
1876	明治 9	1	24	滋賀県が村誌編さんのための調査を布達する	5-1
		7	24	県が滋賀郡村誌草稿を正院に提出する	5-2
1880	明治 13	11	15	『近江国滋賀郡村誌』の製本が始まる	5-2
1889	明治 22	3	22	土地台帳規則が公布される	4-2
1979	昭和 54	4	1	『近江国滋賀郡誌』が復刊される	5-3

展示図録 村絵図の明治維新
令和3年(2021年)11月1日

編集・発行

滋賀県立公文書館

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁新館3階

Tel : 077-528-3126

Fax : 077-528-4813

Mail : archives@pref.shiga.lg.jp

《参考文献》

- ・古関大樹「滋賀県における明治前期地籍図の成立とその機能」
『歴史地理学』51-1、2009年
- ・滋賀県立公文書館編『歴史公文書が語る湖国』
(サンライズ出版、2021年)
- ・島本多敬「明治初期の滋賀県における普請所調査絵図作製事業」
『日本地理学会2021年度春期学術大会発表要旨集』2021年